



クラブテーマ
ここに平和を

名古屋 名大ロータリークラブ Weekly Report

2012~2013年度 No. 5

例会日：毎週水曜日 12:30~13:30 創立：昭和56年3月4日
 例会場：P HOTEL 名古屋錦 中区錦三丁目 15-30 (052) 953-5111
 事務局：名古屋市中区錦三丁目 15-30 P HOTEL 名古屋錦 560 号室
 (052) 961-2399 (直通) (052) 953-5111 FAX (052) 961-2391
 E-mail : meihokrc@beach.ocn.ne.jp

会 長：小關 敏光 幹 事：古川 康司 会報委員長：近藤 朗 題 字：遠藤 友彦

本日の例会(第1507回) 8 / 1 (水)

《会員増強及び拡大月間卓話》

スピーカ－ 会員増強委員会 委員長 西脇 良一君
 題 名 会員増強あれこれ

次回の例会(第1508回) 8 / 8 (水)

井上ガバナー補佐訪問が行われます。

(例会後、クラブ協議会を行います。)

第1506回例会記録 7 / 25 (水) 晴

司 会 道家 泰之君
 斉 唱 RS・日も風も星も / 唱歌・われは海の子
 ゲスト紹介 梅村美知容さんゲスト 青山 稔様
 来訪者紹介 ガバナーエイド・元名古屋第二分区代理
 名古屋北 RC 浦野 三男君

出席報告

会 員 数	39 名	前々回訂正	1504 回例会
欠席会員数	5 名	欠 席 会 員	8 名中
出席会員数	34 名	MAKE UP	8 名
出 席 率	86.84%	出席率訂正	100%

会長挨拶



会 長 小關 敏光

今年も「土用の鰻」の時季を迎えました。今年は鰻が品薄で、食べるのが大変です。

ところで、1945年(昭和20年)の今頃(7月17日~8月2日)、ドイツのポツダムで、いわゆる「ポツダム会談」が行われていました。この会談の主たる目的は、降伏したドイツ(ヨーロッパ)の戦後処理と、対日戦の早期終結等でした。

この半年前の2月に行われたヤルタ会談で、アメリカのルーズベルト大統領は、太平洋戦争の早期終結を望んでおり、ソ連に対日戦への参戦を要請し、ドイツ戦の終結後3ヶ月したら、対日戦へ参戦してもらう確約をとっていました。

ところが、4月にルーズベルト大統領が死亡し、トルーマン副大統領が大統領となったアメリカは、ソ連のやり方が気に入らず、ことに、1945年5月7日にドイツが無条件降伏した後のソ連の行動に疑問を持ち、できれば、ソ連が対日戦へ参戦する前に、早期に太平洋戦争を終結させようと考えていたようです。

一方、ソ連のスターリンは、1800年代からの宿願である、「太平洋側に不凍港を持ちたい」との夢を実現できるチャンスとして、参戦して、日本のうち少なくとも北海道をソ連の領土としたいという野望があったようです。従って、対日戦が参戦前に終結しては困ります。

ところが、アメリカでは、7月中旬に原爆実験に成功します。そして、この極秘情報がポツダム会談中のトルーマン大統領のもとに届けられました。そこで、トルーマン大統領は、極東の戦後処理を有利に展開するには、対日戦で原爆を使用し、この兵器を保有していることをソ連にも分からせ、かつ、ソ連参戦前に日本を降伏させるという意図を持ったようです。

そこで、ポツダム会談では、日本へ提示する戦争終結の条件につき、直ちに日本がこれを受諾できないよう工夫がされたうえで、7月26日にいわゆる「ポツダム宣言」として発せられました。果たして、予想どおり、日本はポツダム宣言を直ちに受諾せず、広島・長崎に原爆が投下されることになったようです。

1945年の7月も暑かったようですが、「土用の鰻」どころではなかったようで、事情は違え、鰻を食べるのは大変だったようです。

幹事報告

1.来る8月8日(水)の井上ガバナー補佐訪問の出欠票を同封致しましたので、8月1日(水)までにご提出下さい。尚、当日は例会終了後、クラブ協議会を開催致します。理事、役員、委員長並びに新入会員の方はお忘れのないようお願い致します。

- 2.地区大会の出欠票の締め切りは本日までとなっております。
出席義務者の方で未回答の方は早急にご提出下さるようお願い致します。
- 3.上半期の会費の払い込みは7月31日までとなっておりますので、よろしくお願い致します。

委員会報告

- ・「メナード美術館」展覧会チケットのご案内
(親睦活動委員 遠藤 友彦)

友の会報告



ゴルフ友の会取切戦で優勝

半泊與則直前会長より会長賞を贈られた柴山利彌君

(ゴルフ友の会直前幹事 梶川 久雄)

卓話

成年後見制度について



会長 小関 敏光

我国の民法では、個人の財産は、その人が自由に使用・収益・処分(以下「管理・処分」という)できることとされています。

ところが、乳・幼児や認知症の発症した老人は、仮に財産を所有していても、これを自らの意思で、管理・処分することができません。

そこで、民法では、未成年(20歳未満)者については、親権者(父・母)を法定代理人として、法律によって代理人を定め、この法定代理人によって本人の財産を管理・処分できるようにしています。

ところで、未成年者側からすれば、20歳未満の人でも、既に働いてお金を稼いでいるにもかかわらず、自分の稼いだ金を自由には使えない、つまり、行為能力を制限されることとなります。そこで、成年である人について、本人の財産の管理・処分権を安易に取り上げることではできませんので、成年につきましては、法定代理人(後見人)を付ける場合には、家庭裁判所に申立てをして、本人につき後見人を付ける必要があるかどうか慎重に審理されます。

後見を開始するかどうかは、上述の趣旨から分かるとおり、

本人が自己の財産を管理・処分するだけの判断能力(意思能力)があるかないかによります。たとえ、身体的に重度の障害を負っている人でも、頭さえしっかりしていれば後見は開始されません。逆に、体は大丈夫でも、認知症が進んでいて、とうてい自己の財産を管理できない常況にあれば、後見開始となります。

後見が開始されると、同時に後見人(法定代理人)が付けられ、多くは親族が後見人になりますが、親族間で争いがある場合や、適当な親族がない場合は、弁護士や司法書士等が選任されることがあります。

後見人は、本人の財産を本人のために管理・処分できるようになりますが、後見人自身のために貯金を使い込んだりすることのないよう、家庭裁判所が監督することとなります。

ニコボックス

青山 稔様(梅村美知容さんゲスト)

本日ゲストで参加させていただきます。

浦野 三男君(ガバナーエイド・元名古屋第二分区代理・名古屋北RC)

本年も宜しくお願い申し上げます。

横井 尚啓君

和合 2 番ホールで梶川先輩の目の前でイーグル出しちゃいました。

梅村美知容さん

昨日の夜、又 31 の深夜 12:40 からアイドル教室がバナナムンに出演します。

柴山 利彌君

前年度ゴルフ友の会半泊会長賞を頂いて。

川村 智康君

長久手ロータリーにてメイクアップしてきました。

卓話はレースの話でした。

加藤 昌之君

昨日、中日新聞に我が社の記事が出ました。

「創エネ時代」の特集です。

【先週の I.D.M.の和太鼓に感動しました。ありがとうございました。】

小関 敏光君	古川 康司君	山田 浩二君	岩田 満治君
遠藤 友彦君	北村紀子さん	石黒 勉君	梶川 久雄君
渡邊 泰彬君	道家 泰之君	藤原 研一君	尾関 正一君
尾関實津成君	西脇 良一君	西脇 多吉君	加藤あつこさん
香田 研二君	半泊 與則君	杉浦 定文君	梅田 渉君
横田 徳久君	足立陽一郎君	木村 雅一君	近藤 朗君
阿部 美男君	松岡 三明君	赤崎 守弘君	宇都木 寧君